



安中市 令和4年第9回定例記者発表

都市計画マスタープランの策定に着手します

市は本年度、「安中市都市計画マスタープラン」の策定に着手します。

現行の都市計画マスタープランは、平成27年3月に策定したものです。この現行計画の目標年次は、策定から20年後の令和17年としていますが、計画期間の途中でも必要に応じて見直しを行うことにしています。

そこで、西毛広域幹線道路の全線事業化や、信越本線の新駅構想など、策定以来の情勢変化に対応するため、全面的な見直しを行うことにしました。

令和7年度中の完成を目標に、策定事務を進めていきます。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指すものです。「安中市総合計画」並びに「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(群馬県決定)の内容に即して定めます。

都市計画マスタープランは、本市における個別の都市計画を定める際に、相互の整合性や総合性を確保する役割を果たします。また、住民意向の反映が義務付けられていることから、住民の都市計画への理解を深める手段、住民と行政の協働によるまちづくりの一歩となります。

問い合わせ先

- ・建設部都市整備課
- ・担当：計画係
- ・電話：027-382-1111
- ・内線：1211